

許可番号 第02700082580号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府岸和田市野田町三丁目10番1-302号

氏 名 六川交流株式会社
代表取締役 花村 和哉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文



許可の年月日 令和4年2月13日

許可の有効年月日 令和9年2月12日

1. 事業の範囲

事業の区分： 積替え・保管を含まない

産業廃棄物の種類

- 1 汚泥
- 2 廃油
- 3 廃酸
- 4 廃アルカリ
- 5 廃プラスチック類
- 6 紙くず
- 7 木くず
- 8 繊維くず
- 9 ゴムくず
- 10 金属くず
- 11 ガラスくず
- 12 かねき類

石綿含有産業廃棄物を含む

水銀使用製品産業廃棄物を含む 水銀含有ばいじん等を除く

以上12種類

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成14年2月13日 当初許可

令和4年3月8日 更新許可

4. 府内の政令市による積替え許可の有無 無

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白



許可番号 第 02801082580 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府岸和田市野田町三丁目10番1-302号

氏 名 六川交流株式会社
代表取締役 花村 和哉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 齋藤 元彦

許可の年月日 令和4年2月28日

許可の有効年月日 令和9年2月27日



1. 事業の範囲

事業の区分:収集運搬業(積替え・保管を含まない)

取扱産業廃棄物の種類

- 1.汚泥(水銀含有ばいじん等を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。)
- 2.廃油
- 3.廃酸(水銀含有ばいじん等を除く。)
- 4.廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く。)
- 5.廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)
- 6.紙くず
- 7.木くず
- 8.繊維くず
- 9.ゴムくず
- 10.金属くず
- 11.ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)
- 12.がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)

以上 12 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

2. 許可の条件

当該産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

3. 許可の更新又は変更の状況

平成19年2月28日 新規許可
平成24年2月28日 更新許可
平成29年2月28日 更新許可
令和3年7月14日 変更許可(取扱産業廃棄物の追加)
令和4年2月28日 更新許可

4. 積替え許可の有無 無

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無



様式第七号（第十条の二関係）

許可番号 02600082580

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府岸和田市野田町三丁目10番1-302号

氏名 六川交流株式会社
代表取締役 花村 和哉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西脇 隆俊



許可の年月日 令和4年3月30日

許可の有効年月日 令和9年3月7日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

①汚泥

②廃油

③廃酸

④廃アルカリ

⑤廃プラスチック類

⑥紙くず

⑦木くず

⑧繊維くず

⑨ゴムくず

⑩金属くず

⑪ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

⑫がれき類

以上12種類（これらのうち特別管理産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成19年3月8日：当初許可

平成24年3月8日：更新許可

平成29年3月22日：更新許可

令和3年7月9日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加：①②③④、石綿含有産業廃棄物に係る限定解除）

令和4年3月30日：更新許可

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府岸和田市野田町三丁目10番1-302号

氏 名 六川交流株式会社
代表取締役 花村和哉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事 三日月大造

許可の年 月 日 令和 4 年 2 月 21 日

許可の有効年月日 令和 9 年 2 月 20 日



1. 事業の範囲

積替えのための保管を除く収集運搬

事業の区分：積替えを含まない収集運搬業
産業廃棄物の種類

汚泥／廃油／廃酸／廃アルカリ／廃プラスチック類／紙くず／木くず／繊維くず／ゴムくず／
金属くず／ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの
を除く。）及び陶磁器くず／工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片
その他これに類する不要物
（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（以上 12項目）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

「なし」

3. 許可の条件

「なし」

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 19 年 2 月 21 日	新規許可
平成 29 年 2 月 21 日	更新許可
令和 3 年 6 月 24 日	変更許可（4項目の追加）
令和 3 年 12 月 24 日	氏名の変更
令和 4 年 2 月 21 日	更新許可

5. 積替え許可の有無 無
市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府岸和田市野田町三丁目10番1-302号

氏名 六川交流株式会社
代表取締役 花村 和哉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

奈良県知事 荒井正吾

許可の年月日 令和 4年 3月 22日

許可の有効年月日 令和 9年 3月 21日

1. 事業の範囲

事業の区分：積替え保管を含まない

取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥(水銀含有ばいじん等を除く)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を除く)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む)、工
作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
(石綿含有産業廃棄物を含む)

※水銀使用製品産業廃棄物を含む 以上12種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行
う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新または変更の状況

平成19年 3月 22日 新規許可、
平成24年 3月 22日 更新許可、
平成29年 3月 22日 更新許可、
令和 3年 6月 9日 変更許可(4品目追加(汚油酸ア))、
令和 3年12月 24日 変更届(代表者)、
令和 4年 3月 22日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府岸和田市野田町三丁目10番1-302号

名 称 六川交流株式会社

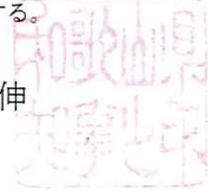
代表取締役 花村 和哉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

和歌山県知事 仁坂吉伸

許 可 の 年 月 日 令和 4年 2月 9日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 9年 2月 7日



1. 事業の範囲

取扱産業廃棄物の種類

- | | |
|-------------|-----------|
| 1) 汚泥 | 7) 木くず |
| 2) 廃油 | 8) 繊維くず |
| 3) 廃酸 | 9) ゴムくず |
| 4) 廃アルカリ | 10) 金属くず |
| 5) 廃プラスチック類 | 11) ガラスくず |
| 6) 紙くず | 12) がれき類 |

水銀使用製品産業廃棄物を含む。

取扱産業廃棄物のうち、水銀含有ばいじん等が含まれるもの
なし

取扱産業廃棄物のうち、石綿含有産業廃棄物が含まれるもの
5) 11) 12)

積替え又は保管を含まない。

2. 積替え又は保管を行う施設
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
平成19年 2月 8日 新規許可 平成24年 2月 8日 更新許可
平成29年 2月28日 更新許可 令和 3年 5月21日 変更許可

5. 積替え許可の有無（和歌山市区域） 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無